

選挙運動費用の公費負担(選挙公営)制度について

村長選挙及び村議会議員選挙において選挙運動費用の公費負担(選挙公営)制度を導入しています。

選挙公営制度とは

資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会均等が図られることを目的に、一定の範囲内で国や市町村が選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。

対象となる選挙運動費用

選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターに関する費用について、限度額の範囲内で公費負担の対象となります。ただし、公費負担の対象となるのは、供託物が没収されない場合に限られます。

* 村長選挙に係る供託物没収点 有効投票の総数×10分の1未満

* 村議会議員選挙に係る供託物没収点 (有効投票の総数÷議員定数) ×10分の1未満 (村の議員定数は10人です。)

公費負担の対象と限度額

●公費負担の種類

区分	公営の有無				備考
	選挙運動用自動車	選挙運動用ポスター	選挙運動用ビラ	選挙運動用葉書	
村議会議員選挙	○	○	○	○	供託金として15万円が必要になります。
村長選挙	○	○	○	○	供託金として50万円が必要になります。

●公費負担の対象

(1)選挙運動用自動車の使用

区分	基準限度額 (A)		選挙運動期間 (B)	限度額 (A) × (B)	備考
ハイヤー方式	64,500円		5日	322,500円	ハイヤー方式か 個別契約方式の どちらかを選択
個別契約方式	自動車の借入	16,100円		80,500円	
	燃料の供給	7,700円		38,500円	
	運転手の雇用	12,500円		62,500円	

(2)選挙運動用ポスターの作成

ポスター掲示場の数 (A)	基準限度額 (B)	限度額 (A) × (B)
32	{(586円88銭×32ヶ所) + 316,250円} ÷ 32 = 10,470円	335,040円

(3)選挙運動用ビラの作成

区分	上限作成枚数 (A)	基準限度額 (B)	限度額 (A) × (B)
村議会議員選挙	1,600枚	8円38銭	13,408円
村長選挙	5,000枚		41,900円

(4)選挙運動用通常葉書の利用

区分	上限枚数	郵送料
村議会議員選挙	800枚	公費で負担
村長選挙	2,500枚	

お問合せ先 芸西村選挙管理委員会 (☎33-2111)
